

## 特別徴収税額の通知

特別徴収義務者である事業主に対して、毎年5月31日までに、「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書」により各納税義務者（従業員等）の個人市民税・県民税を通知します。

### （１）特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）

事業主（特別徴収義務者）が、毎月従業員等（納税義務者）から徴収し、納入していただく特別徴収税額の合計額を記載しています。各従業員（納税義務者）の特別徴収税額の明細を記載していますので、5年間大切に保管してください。なお、個人市民税・県民税が非課税となる従業員等についても、この通知書を作成しております。

### （２）特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）

各従業員等（納税義務者）に個人市民税・県民税の特別徴収税額を通知するためのもので、速やかにご本人にお渡しください。なお個人市民税・県民税が非課税となる従業員等についても、この通知書を作成しています。

## 特別徴収税額に変更があった場合

特別徴収税額を通知した後、その税額に変更が生じたときには「特別徴収税額の変更通知書（特別徴収義務者用）」により、変更後の特別徴収税額を通知しますので、この場合は変更後の通知書によって以後の月割額を徴収のうえ納入してください。なお、「特別徴収税額の変更通知書（納税義務者用）」は、従業員等（納税者）にお渡しください。